

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成24年度第1回北本市自治基本条例審議会
開会及び閉会日時	平成24年4月19日(木) 午後1時30分から午後3時15分まで
開催場所	北本市文化センター第3会議室
委員長氏名	会長 有働秀鷹
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、櫻井等、清水英男、高荷正春
欠席委員(者)氏名	鈴木洋子、遠井美智子
説明者の職氏名	総合政策部長 朝尾光二 協働推進課長 磯野治司 協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	総合政策部長 朝尾光二 協働推進課長 磯野治司 協働推進課 主幹 長嶋太一 主査 佐藤慎也
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 職員紹介</li> <li>4 議 題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成23年度の取組み状況について</li> <li>(2) 平成24年度の取組み予定について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>5 そ の 他</li> <li>6 閉 会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 資料1 図1(北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係)、図2(北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施策の検討体制)</li> <li>3 資料2 市民検討委員会検討報告書の概要</li> <li>4 資料3 北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書の概要について</li> <li>5 資料4 平成24年度の取組み及びスケジュール</li> </ol>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会</p> <p>これより、平成24年度第1回北本市自治基本条例審議会を開催します。</p> <p>はじめに、「北本市自治基本条例審議会規則」の第5条第2項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあります。本日は、委員数10人のところ、2人の委員が欠席となっており、出席委員数が8人となっておりますので、審議会が成立いたしますことを、御報告いたします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>それでは、開会にあたりまして、まず、会長からごあいさつをいただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 有働会長あいさつ —</p>
事務局	<p>ありがとうございます。「北本市自治基本条例審議会規則」第5条第1項の中で、「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」とありますので、議事の進行につきましては、有働会長にお願いします。</p> <p>なお、本日は傍聴の方が1人いらっしゃいます。「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成17年3月31日規則第9号）」の第2条におきまして、「附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする」とありますので、まず、公開・非公開の決定をお願いいたします。</p>
有働会長	<p>それでは、御指名ですので、議長の任を承ります。</p> <p>最初に、事務局から説明があったとおり、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、公開・非公開の決定をしたいと思います。</p> <p>本審議会は、全ての案件について、公開ということによろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">— 一同了承 —</p>
有働会長	<p>それでは、本審議会の公開の決定がなされましたので、傍聴人の入室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 傍聴人入室 —</p>
有働会長	<p>2 議 題</p> <p>(1) 平成23年度の取組み状況について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p style="text-align: center;">— 資料1、資料2、資料3に基づいて説明 —</p> <p><b>【資料1】</b>            ○図1の中で、公共は、「行政」と「市民（民間）」とで行われており、行政と民間の輪が重なっているところを「協働」と整理している。            ○「参画」は行政が単独で行う事業の部分を示しており、「参画」は、行政が単独で行う事業に市民が参加することをいう。            ○「協働」は、北本市自治基本条例で、「対等な立場で共通の目標に向けて協力すること」と定義しているので、市民と行政とが協働して行う事業の部分を目指す。            ○市民が単独で行う公益的事業の部分があり、この部分を拡大していくことが今後一番重要な部分と考えられるが、そのために「市民が主体的に担う公益活動を行政が支援すること」を必要としている。</p> <p><b>【資料2】</b>            ○市民検討委員会検討報告書の概要について説明</p> <p><b>【資料3】</b>            ○庁内検討委員会検討報告書の概要について説明</p>
有働会長	<p>平成22年6月から29回に亘って、行われた市民検討委員会等から提案いただいた報告書等について説明をいただきましたが、議会との兼ね合いはどうなっていますか。</p>
事務局	<p>「北本市市民参画推進条例」、「北本市協働推進条例」、「北本市パブリック・コメント手続条例」を3月議会に上程し、現在継続審議となっています。</p>
有働会長	<p>桜井委員は、市民検討会や庁内の会議を傍聴していただいておりますので、御意見などいただけますか。</p>
桜井委員	<p>両会議とも、地方自治法内のはなしを検討しているわけですが、受け持ちの部分が重複しているところは若干気になりました。両報告書ともに、目を通しましたが、全体的に良くできています。 「参画」や「協働」といったものの整理を今回行っていただきましたが、市民活動についてのハードルをもっと下げて良いと感じ</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
有働会長	<p>ます。</p> <p>「参画」や「協働」といったものについて、これまで様々なところで議論をしたり、定義してきましたが、現在、議会で議論をしているということですので、3条例が可決されれば、その重みは違うと思います。</p> <p>その他質問等ありますか。</p>
浅野委員	<p>議会で継続審議中とのことだが、その状況を詳しく聴きたい。先ほどの話にもあったが、2年間29回に亘って丁寧に検討を重ねてきたと思うが、問題点として指摘されているのはどういったことか。</p>
清水委員	<p>継続審議中の委員会の状況も聴かせていただきたい。</p>
有働会長	<p>それでは、市議会の本会議と委員会の状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、本会議での質疑ですが、「パブリック・コメント手続条例」については、「大規模な市の施設の整備」を総事業費5億円以上としたことについて、御質問があり、これについては他市町の例などから規定したというお答えをしました。</p> <p>また、パブリック・コメントについての募集及び公表についての期間の定めがない旨の御指摘もいただきましたが、これについては、規則等で定めていきたい旨の回答をいたしました。</p> <p>提出された意見が重複したり、意見が長い場合には、要約してはどうかとの御意見もいただきました。これについては、他市で規定しているところもあるが、本市としては規則で定めていきたいと御回答しました。</p> <p>「市民参画推進条例」につきましては、政策提案制度について、玉石混交となる虞れが指摘されましたが、規則を定めていく中で、意義のある政策提案をいただけるよう整理していく旨回答いたしました。</p> <p>また、市民提案制度につきましては、Web参加型市民会議事業の活用や当該事業との整合性について御質問をいただきました。これについては、今後の課題とさせていただきたい旨、申し上げました。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>さらには、市民提案制度について、既にある制度や既の実施している事業を提案された場合や、提案数が多かった場合の取捨選択について質問がありました。これについては、きちんと審査をしたうえで選択をしていきたい旨お答えしました。</p> <p>登録者制度についても御質問をいただきました。これについては、北本市のホームページ上でメールマガジンのものとして実施することとお答えしました。</p> <p>なお、「協働推進条例」について、御指摘はいただきませんでした。</p> <p>このような経過で、委員会に付託されたわけですが、委員会の中では、特に質疑等はいただくことなく、継続審議の決定のみがなされた状況です。</p> <p>継続審議の経過につきましては、3月29日に市民検討委員会の委員長及び副委員長から聴取を行い、4月16日に「パブリック・コメント手続条例」について審議されました。</p> <p>「パブリック・コメント手続条例」についての審議の中では、行政手続法に基づいて施行した、行政手続条例の理念からこれまで要綱で施行してきたパブリック・コメント制度を条例化する意義について審議が行われました。また、「パブリック・コメント手続条例」は、「自治基本条例」第20条で条例化を規定していることについて再確認いたしました。</p> <p>後は、若干の法律用語の定義等についての御質問があったに止まっています。</p> <p>なお、次回の審議は、5月9日（水）9時30分からの予定となっています。</p>
浅野委員	<p>報告書については、よくできていると思います。しかしながら、市内の公益的団体という数も多く、どのような団体が活動しているのか非常に分かりづらい。</p> <p>どのような機会や場で調整するのですか。</p>
事務局	<p>市民検討委員会検討報告書の「資料3 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について」中「第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項」（70頁）に最重要課題として、「自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること」としています。</p> <p>先ほど浅野委員から御提言いただいたように、3者関係が市民の皆さんにとって非常に分かりづらいという御意見もいただいております。また、分かりづらいものには参加しにくいという意見もございますので、あらゆる機会や場を捉えて説明していくこととして、解決に向けていく必要があると考えます。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浅野委員	議会ではそのような質問はなかったのですか。
事務局	ありませんでした。
須藤副会長	私は、市民検討委員会に参加させてもらったが、この報告書については、よくできている。 市政において、コミュニティや自治会等は、重要な役割を担っている。しかしながら、コミュニティ活動がよく理解されていないのではないかと感じることも多い。一般の人にもっと参加して、知ってもらいたいと考える。
有働会長	コミュニティ活動や自治会について、広報していく手段をよく検討していただきたい。
清水委員	むしろ市民が関心を持つべき事項なのではないか。
柴田委員	本質論からいけば、自治やコミュニティといったものについて、市民自身が関心を持って、運営に携わるというのは理想であるが、きっかけも何もなく「関心を持って」とか「運営に携われ」というのも難しい。 コミュニティと自治会の関係が分かりづらいというのも確かなこと。今後、地縁を大切にしていくという意識を醸成していくことが必要である。
高荷委員	これまで実施している公民館まつりのようなものも協働事業と位置付けるとすると、役割分担を整理していく必要がある。
事務局	協働事業に位置付けるものは、新たな事業に限ることとしています。 これまで実施している事業は、公益的活動事業として、今後取りまとめていく予定です。
有働会長	その他に何か御意見等ありますか。 それでは、議題(1)については、了承ということでよろしいですか。
	— 一同了承 —
有働会長	(2) 平成24年度 of 取組み予定について それでは、事務局から説明をお願いします。
	— 資料4に基づいて説明 —

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	○市民公益活動促進施策について、市民検討委員会の意見をもとに庁内検討委員会で検討し、市民公益活動推進計画として、施策体系を整備する。
有働会長	この議題について、御質問等ありますか。
桜井委員	直接関係のある質問ではないかもしれませんが、よろしいですか。 自治基本条例施行前と施行後で、市として何か変革されたことがありますか。
事務局	自治基本条例に、行政評価の項目がありますが、平成24年度から実施予定となっております。 また、附属機関の委員の選任についての年齢制限の撤廃は既に実施しました。 他には、庁内各部署から市民参画についてどのように実施すればよいかという問い合わせが多くなりました。 現在仕組みを整えている状況ですので、実施成果の数値化等については難しい状況です。
桜井委員	行政評価は、条例が存在する、存在しないに関わらず実施しなければならないものだと思います。
高荷委員	パブリック・コメント手続きについては、国等で実施しているものと違い、市独自の上乘せ横出し的な事柄はあるのですか。
事務局	国で実施している制度は、国民の権利を制限する法令等についてパブリック・コメントを実施しておりますが、本市では個別計画などでも実施しています。
有働会長	当審議会は、自治基本条例の第26条に基づいて実施していますので、事務局は各委員からの意見をよく参考にしてください。 他に御意見等ありますか。それでは、議題(2)については、了承ということよろしいですか。
	— 一同了承 —
有働会長	(2) その他 それでは、事務局から何かありますか。

会 議 記 録 (3)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>当審議会の委員の皆様が、平成24年4月末に任期満了となりますので、改めて選出団体あてに推薦依頼などをお願いする予定です。</p> <p>また、県内三芳町からの視察がありまして、有働会長に御対応いただいたのですが、その三芳町から研究報告書が送付されましたことを御報告いたします。</p>
有働会長	<p>その他にはありませんか。無ければ議事は全て終了となりますので議長の任を降りさせていただきます。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>特に事務局からはありません。委員の皆様から何かあればよろしくをお願いします。</p> <p>— 一同特になし —</p>
事務局	<p>5 閉会</p> <p>それでは、閉会のあいさつを須藤副会長からお願いします。</p> <p>— 須藤副会長あいさつ —</p>
事務局	<p>それでは、これにて当審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成24年 5月 / 日 会長 有働秀鷹</p>	